

※本紙は、2026年度後期から「授業料後払い制度」の申請を希望する方に提出していただくものです。
2026年度前期に本紙を提出済の方は、改めて提出していただく必要はありません。

申請様式（第9条関係）

2026年度 後期分 授業料徴収猶予申請書
(大学院修士段階における「授業料後払い制度」申請希望者対象)

年 月 日

愛媛大学長 殿

日本学生支援機構が行う「授業料後払い制度」に申請希望のため、以下のとおり授業料徴収猶予を申請します。

カナ		
氏名		
進学（予定）研究科	研究科 学 環	課程 専攻
受験番号 (未定の場合は記入不要)		
在籍大学		
学生証番号 (在籍大学が愛媛大学の場合のみ記入)		
携帯電話番号		
メールアドレス		
愛媛大学による授業料免除の併願申請（いずれかに○）	授業料免除は申請しない ・ 授業料免除も申請する（予定）	

大学院修士段階における「授業料後払い制度」（以下「本制度」という）の申請に際し、以下について了承します。

【 確 認 事 項 】		チェック
1	愛媛大学大学院へ入学後、日本学生支援機構が行う本制度の申し込みを行います。	
2	本制度に採用された場合、支援対象授業料の振込先を愛媛大学とすることに同意します。	
3	本制度を利用した場合、第一種奨学金を受給できないことを理解しています。	
4	本制度は貸与であり、大学院修了後の所得に応じて返還することを理解しています。	
5	【愛媛大学による授業料免除の併願申請者のみ】 愛媛大学による授業料免除の許可を受けた場合、免除額を差し引かれた額が本制度により支援される額であることを理解しています。	

上記のとおり、授業料の徴収猶予を申請します。
本制度に不採用となった場合は、所定の期限までに授業料を納付することを確約いたします。
なお、申請書に不実な記載等が判明した場合は、許可が取り消されても異議はありません。
また、本制度に不採用となり徴収猶予の期限までに授業料を納付しなかった場合、学則第45条又は大学院学則第44条により除籍処分となっても異議の申し立てはいたしません。

申請者本人署名： _____

保証人署名： _____（続柄 _____）

※申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、「授業料後払い制度」に係る諸手続きのために利用します。